

平成十五年厚生労働省令第百十九号

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令
 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令を次のように定める。
 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十六条に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

身体障害者補助犬の種類	主たる事務所の所在地	指定の日
介助犬	社会福祉法人横浜リハビリテーション事業団 ○番地	平成十五年六月三十日
介助犬	社会福祉法人兵庫社会福祉事業団	平成十五年九月三十日
介助犬	社会福祉法人日本聴導犬協会	平成十六年一月二十日
介助犬	社会福祉法人名古屋総合リハビリテーション事業団	平成十六年七月二十日
介助犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	平成十八年三月二十日
介助犬	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	平成十九年九月七日
介助犬	公益財団法人日本補助犬協会	平成二十二年九月一日
聴導犬	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	平成十五年六月三十日
聴導犬	社会福祉法人日本聴導犬協会	平成十六年一月二十日
聴導犬	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	平成十六年七月二十日
聴導犬	社会福祉法人名古屋瑞穂区彌富町字密柑	平成十六年九月十五日
聴導犬	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	平成十六年九月十五日
聴導犬	公益財団法人日本補助犬協会	平成二十二年九月一日
聴導犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	平成二十七年一月二十一日

附則

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年六月三十日から適用する。
 附則（平成十五年一月二二日厚生労働省令第一六二号）
 この省令は、公布の日から施行し、平成十五年九月三十日から適用する。
 附則（平成十六年二月二六日厚生労働省令第一六号）
 この省令は、公布の日から施行し、平成十六年一月二十二日から適用する。
 附則（平成十九年四月二日厚生労働省令第七六号）
 この省令は、公布の日から施行し、本則の表の各項身体障害者補助犬の種類欄ごとに、同表の各項名称の欄に掲げる法人の区分に応じ、同表の各項指定の日の欄に掲げる日から適用する。
 附則（平成十九年九月七日厚生労働省令第一〇号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年九月一日厚生労働省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。
 附則（平成二十七年一月二二日厚生労働省令第九号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 附則（平成二十九年三月二八日厚生労働省令第二五号）
 この省令は、公布の日から施行する。